み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額に算入されたもの」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入されたもの」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号ロ中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額に算入された金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入された金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同号イ中「法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「法第五十七条第四項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号に掲げる欠損金額等」と、同項第三号中「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定」と、「前項各号」とあるのは「同条第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項（これらの規定を第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第百十三条の二第九項中「同項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第十六項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項第一号に規定する欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金個別帰